

目 次

第1編 総則編

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第1 趣旨	1
第2 計画の策定	1
第3 計画の効果的推進を図るための留意事項	3
第2節 久喜市の概況	5
第1 地域の概況	5
第2 活断層	6
第3 河川	6
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第1 久喜市防災会議	7
第2 久喜市災害対策本部	8
第3 業務の大綱	8
第2章 災害予防計画	16
第1節 防災組織整備計画	16
第1 防災関係機関【市民部、関係各部】	16
第2 自主防災組織【市民部】	16
第3 事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】	18
第4 ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】	19
第5 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進【市民部】	19
第2節 防災教育計画	21
第1 職員等に対する防災教育【市民部】	21
第2 防災関係機関の組織の整備【市民部】	22
第3 関係機関相互の連携【市民部】	22
第3節 防災知識普及計画	23
第1 市民に対する防災知識の普及【市民部、教育部、消防組合、防災関係機関】	23
第4節 防災訓練計画	25
第1 訓練の種別【市民部】	25
第2 総合防災訓練の実施【市民部、関係各部、消防組合】	26
第3 事業所、自主防災組織が実施する訓練【市民部】	26
第4 その他の訓練【市民部】	27
第5 訓練の検証【市民部】	27
第5節 防災活動拠点	28
第1 防災活動拠点の整備【市民部】	28
第2 緊急輸送路ネットワーク【市民部、建設部】	29
第3 輸送拠点の設定【市民部、建設部】	30
第6節 情報収集・伝達体制の整備	32

第1	情報伝達体制の整備【市民部】	32
第2	防災行政無線の整備【市民部】	32
第3	情報通信設備の安全対策【市民部、財政部】	33
第4	災害情報のための電話の指定【市民部】	33
第7節	避難予防対策	34
第1	指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保【総務部、市民部、福祉部、建設部、教育部】	34
第2	避難所の安全確保【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	36
第3	福祉避難所（要配慮者用避難所）の指定【福祉部、健康・子ども未来部】	37
第4	避難誘導體制の整備【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	37
第5	避難所の管理運営体制の整備【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、教育部】	39
第8節	物資及び資機材等の備蓄	40
第1	飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【財政部、市民部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、上下水道部】	40
第9節	医療体制等の整備	43
第1	救急救助【市民部、健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	43
第2	医療救護【健康・子ども未来部】	44
第10節	防災都市づくり計画	46
第1	災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、上下水道部】	46
第2	防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、上下水道部】	47
第11節	災害時の要配慮者対策	49
第1	避難行動要支援者の安全対策【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、久喜市社会福祉協議会】	49
第2	要配慮者全般の安全対策【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部、久喜市社会福祉協議会】	52
第3	社会福祉施設入所者等の安全対策【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、久喜市社会福祉協議会】	55
第12節	災害復旧・復興への備え	58
第1	各種データの整備保全【各部】	58
第2	罹（被）災証明書の発行体制の整備【財政部、環境経済部】	58
第3	災害廃棄物の発生への対応【環境経済部、建設部、衛生組合】	58
第4	業務継続性の確保【各部】	58

第2編 風水害編

第1章	風水害予防計画	60
第1節	風水害の概況	60
第2節	風水害予防計画	62
第1	水害予防対策【建設部】	62
第2	施設等の維持、補修【建設部、上下水道部】	62
第3	公共下水道の整備【上下水道部】	63
第4	洪水浸水想定区域等の周知【市民部、建設部】	63

第5	発災前の避難決定及び市民への情報提供【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	64
第6	事業所等における防災の推進【市民部、関係各部、事業者】	64
第7	地盤沈下対策【環境経済部、建設部、上下水道部】	65
第2章	風水害応急対策計画	66
第1節	活動体制計画	66
第1	活動体制【各部共通】	66
第2	局所的、地域的な対応（準備体制）【関係各部、総合支所】	67
第3	災害対策本部の設置・運営【総務部、財政部、市民部】	68
第2節	動員配備計画	80
第1	動員計画【各部共通】	80
第3節	相互応援協力計画	84
第1	地方公共団体、指定行政機関への応援要請【総務部、市民部、関係各部】	84
第4節	注意報、警報及び特別警報伝達計画	90
第1	災害に関する気象の予警報の受理及び伝達系統【市民部、建設部】	90
第2	注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準	92
第3	洪水予報等の発表基準	95
第4	消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警報等	97
第5	警報等の発表及び解除	98
第5節	災害情報通信計画	100
第1	情報の連絡体制【市民部】	100
第2	災害情報等の収集・連絡【総務部、関係各部】	104
第6節	災害広報計画	110
第1	災害時における広報体制【総務部、市民部】	110
第2	広報資料の収集【総務部】	110
第3	市民への広報【総務部、関係各部】	111
第4	報道機関等に対する発表【総務部】	113
第5	帰宅困難者・要配慮者への広報【総務部、市民部、福祉部、埼玉県】	113
第6	広聴活動【総務部、市民部】	114
第7節	水防計画	117
第1	市内の主要河川	117
第2	水防計画の位置付け【建設部、上下水道部、利根川栗橋流域水防事務組合】	117
第3 - 1	水防活動【建設部、上下水道部】	117
第3 - 2	利根川における水防活動【利根川栗橋流域水防事務組合】	118
第4	情報収集と報告【市民部、建設部、上下水道部】	120
第5	その他の水災害予防【市民部、建設部、上下水道部】	121
第8節	交通対策計画	122
第1	交通支障箇所等の情報収集【建設部】	122
第2	関係機関への通報【総務部、建設部】	122
第3	交通対策に関する措置【建設部】	123
第4	道路の応急復旧等【市民部、建設部】	124

第9節	災害救助保護計画	126
第1	避難活動【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、消防組合】	126
第2	自主避難のための滞在施設の提供【関係各部】	133
第3	避難所の設置・運営【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	134
第4	救急救助・医療救護【健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	139
第5	遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画【財政部、市民部、福祉部、消防組合、警察署】	146
第6	要配慮者等の安全確保対策【総務部、市民部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、消防組合】	151
第10節	生活支援計画	155
第1	飲料水の確保・供給【総務部、市民部、上下水道部】	155
第2	食料の供給【総務部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	158
第3	衣料、生活必需品等供給計画【環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	162
第4	応急住宅対策【財政部、市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	165
第5	文教対策計画【教育部】	168
第11節	障害物除去計画	172
第1	障害物の情報収集及び危険回避措置【建設部】	172
第2	道路等の障害物の除去【建設部】	172
第3	河川関係障害物の除去【建設部】	173
第4	住居にかかる障害物の除去【建設部】	173
第5	障害物の集積場所【建設部】	174
第12節	輸送計画	175
第1	緊急輸送路の確保【総務部、建設部】	175
第2	輸送力の確保【総務部、財政部】	175
第3	緊急輸送車両の標章及び証明書【関係各部】	176
第4	空中輸送手段の確保【総務部、市民部、消防組合】	176
第5	災害救助法が適用された場合の費用等【財政部】	177
第13節	要員確保計画	178
第1	労務供給計画【関係各部】	178
第14節	自衛隊災害派遣要請計画	179
第1	派遣要請【市民部】	179
第2	災害派遣部隊の受入れ体制【総務部、市民部】	181
第3	自衛隊の自主派遣	182
第4	派遣部隊の撤収要請【市民部】	183
第5	経費負担【財政部】	183
第15節	環境衛生整備計画	184
第1	廃棄物処理【関係各部】	184
第2	防疫活動【環境経済部、健康・子ども未来部】	189
第3	食品衛生監視【健康・子ども未来部】	191
第4	動物愛護【環境経済部】	191
第16節	広域応援受入計画	193

第1	地方公共団体等による派遣隊等の受入れ【総務部】	193
第2	ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各部、久喜市社会福祉協議会】	194
第3	市民、自主防災組織等の協力【市民部】	197
第3章	風水害復旧復興対策計画	199
第1節	迅速な災害復旧	199
第1	復旧計画の基本方針	199
第2	災害復旧事業期間の短縮	199
第3	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	199
第4	災害復旧事業の実施	202
第2節	計画的な災害復興	203
第1	災害復興対策本部の設置	203
第2	災害復興計画の策定	203
第3	災害復興事業の実施	203
第3節	生活再建等の支援	204
第1	体制の整備【関係各部】	204
第2	義援金品の受入れ、配分【財政部、福祉部】	204
第3	被災者の生活確保【関係各部】	205
第4	被災中小企業の融資【環境経済部】	207
第5	尋ね人の相談【市民部】	207
第6	被災者台帳の作成【市民部、財政部、福祉部】	208
第7	罹災証明書の発行【市民部、財政部】	208
第8	被災証明書（農業）の発行【環境経済部】	209
第9	被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】	210
第4節	激甚災害の指定	211
第1	激甚災害指定の手続き	211
第2	激甚災害に関する被害状況の報告	212
第3	特別財政援助額の交付手続き	212
第4章	突風・竜巻等対策	213
第1節	突風・竜巻災害の概況	213
第1	突風・竜巻の特徴	213
第2	その他の突風	213
第3	気象庁の発表する気象情報	214
第2節	予防・事前対策	216
第1	竜巻の発生、対処に関する知識の普及【市民部、教育部】	216
第2	竜巻注意情報等気象情報の普及【市民部】	216
第3	被害予防対策【関係各部】	216
第4	突風・竜巻等対処体制の確立【市民部】	216
第5	情報収集・伝達体制の整備【市民部、総務部】	217
第6	適切な対処法の普及【市民部】	217
第3節	応急対策	219

第1	情報伝達【市民部、総務部】	219
第2	救助の適切な実施【福祉部、健康・子ども未来部】	220
第3	がれき処理【環境経済部】	220
第4	避難所の開設・運営【福祉部、健康・子ども未来部】	221
第5	応急住宅対策【建設部】	221
第4節	復旧・復興対策	221
第5章	大規模水害対策	222
第1節	大規模水害にかかる被害想定	222
第1	利根川（首都圏広域氾濫）	222
第2	荒川（元荒川広域氾濫）	222
第2節	大規模水害の特徴	223
第1	広大な浸水地域、深い浸水深	223
第2	地下空間を通じた浸水区域の拡大	223
第3	浸水による電力等のライフラインの途絶	223
第4	孤立期間の長期化と生活環境の悪化	223
第5	地域によって異なる氾濫流の到達までの時間	223
第3節	大規模水害対策	224
第1	適時・的確な避難の実現【財政部、市民部、福祉部、健康・子ども未来部】	224
第2	応急対応力の強化と重要機能の確保【関係各部】	226
第3	地域の大規模水害対応力の強化【市民部、埼玉県、防災関係機関、事業者】	226
第4	氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減【建設部】	227
第5	防疫及び水害廃棄物処理対策【環境経済部、建設部、健康・子ども未来部】	227
第6章	雪害対策	229
第1節	雪害対策計画	229
第1	予防・事前対策【関係各部】	229
第2	応急対策【関係各部】	231
第3	復旧対策【関係各部】	233

第3編 事故災害対策編

第1節	事故災害の概況	234
第2節	火災対策計画	234
第1	大規模火災予防【市民部、建設部、福祉部、消防組合】	234
第2	大規模火災対策【市民部、消防組合】	238
第3節	危険物等災害対策計画	241
第1	危険物等災害予防【消防組合】	241
第2	危険物等災害応急対策【消防組合、事業者、警察署、関係機関】	242
第3	高圧ガス災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】	242
第4	火薬類災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】	243
第5	毒物・劇物災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】	244

第6	サリン等による人身被害対策計画【市民部、消防組合、埼玉県、警察署】	245
第4節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	246
第1	放射性物質及び原子力発電所事故災害予防【消防組合、事業者、埼玉県、国】	246
第2	実施計画【関係各部、消防組合、事業者、埼玉県】	247
第3	放射線関係事故災害応急対策計画【市、消防組合、事業者、埼玉県、警察、国】	250
第5節	農林畜産災害対策計画	259
第1	注意報及び警報の伝達【環境経済部】	259
第2	農業災害対策【環境経済部】	259
第3	畜産災害対策【環境経済部】	259
第6節	道路災害対策計画	261
第1	道路災害予防対策【市民部、建設部】	261
第2	道路災害応急対策【建設部、消防組合】	262
第7節	鉄道事故・施設災害対策計画	265
第1	予防対策【総務部、市民部、事業者】	265
第2	活動体制【総務部、市民部、事業者】	265
第3	情報の収集と伝達の基本方針【総務部、市民部】	265
第4	避難誘導【総務部、市民部、消防組合、事業者、警察署】	265
第5	消防活動【消防組合】	266
第6	応援要請【総務部、消防組合】	267
第7	医療救護【健康・子ども未来部、消防組合】	267

第4編 震災対策編

第1章	震災予防計画	268
第1節	過去の地震の履歴	268
第2節	地震被害想定	270
第1	想定地震	270
第2	活断層による地震動について	271
第3	想定結果	272
第3節	災害対応の方針	274
第4節	建築物・施設等の耐震性向上	275
第1	公共建築物等の耐震不燃化【建設部、各施設管理者】	275
第2	一般建築物の耐震不燃化【建設部】	275
第3	ライフライン施設【環境経済部、上下水道部、各事業者】	276
第4	交通施設【東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社】	281
第5節	防災都市づくり	283
第1	災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、上下水道部】	283
第2	防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部】	283
第6節	地盤災害の予防	285
第1	液状化被害の状況	285
第2	軟弱地盤区域の安全措置【建設部、上下水道部、埼玉県】	285

第3	宅地造成地の安全対策【建設部、埼玉県】	286
第7節	地震火災等の予防	288
第1	大規模地震・火災に関する調査研究【市民部、消防組合】	288
第2	出火防止、初期消火体制の確立【市民部、消防組合】	288
第3	消防力の増強【市民部、消防組合】	288
第4	防災資機材の整備【市民部、消防組合】	289
第8節	震災に強い地域（社会）づくり	290
第1	自主防災組織の編成【市民部】	290
第2	自主防災組織の活動【市民部】	290
第3	地域の自主防災組織の育成・連携【市民部】	291
第4	事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】	292
第5	市民及び事業者による地区内の防災活動の推進【市民部】	292
第9節	防災教育	293
第1	市民に対する防災知識の普及【市民部、教育部、消防組合、防災関係機関】	293
第2	職員等に対する防災教育【市民部】	294
第3	防災関係機関の組織の整備【市民部】	295
第4	関係機関相互の連携【市民部】	295
第10節	防災訓練	296
第1	訓練の種別【市民部】	296
第2	総合防災訓練の実施【市民部、関係各部、消防組合】	297
第3	事業所、自主防災組織が実施する訓練【市民部】	297
第4	その他の訓練【市民部】	297
第5	訓練の検証【市民部】	298
第11節	調査研究	299
第1	防災アセスメントに関する調査研究【市民部】	299
第2	震災対策に関する調査研究【市民部、建設部】	300
第12節	震災に備えた体制整備	302
第1	活動体制の整備【各部】	302
第2	災害広報・広聴体制の整備【総務部、市民部】	303
第3	他都市及び防災関係機関との連携及び応援体制【市民部】	304
第4	防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備【市民部、建設部】	306
第5	情報収集・伝達体制の整備【市民部、総務部】	309
第6	ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】	311
第7	消防【市民部、消防組合、埼玉県】	312
第8	危険物【消防組合、埼玉県】	312
第9	救急救助【市民部、健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	313
第10	医療救護【健康・子ども未来部】	315
第11	避難【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	316
第12	飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【財政部、市民部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、上下水道部】	321
第13	帰宅困難者対策【市民部、埼玉県】	324
第14	遺体の埋・火葬【市民部、福祉部】	327

第15	生活環境の整備対策【環境経済部、健康・子ども未来部、建設部、衛生組合】	328
第16	応急住宅対策【建設部】	329
第17	文教対策【市民部、教育部、消防組合】	331
第18	災害時の要配慮者対策【市民部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部、久喜市社会福祉協議会】	332
第19	業務継続計画（BCP）【各部】	340
第2章	震災応急対策計画	343
第1節	応急活動体制	343
第1	配備体制と動員計画【各部共通】	343
第2	災害対策本部の設置・運営【総務部、財政部、市民部】	346
第2節	災害情報の収集	359
第1	地震情報の収集・連絡【総務部、市民部】	359
第2	情報の連絡体制【総務部、関係各部】	361
第3	災害情報等の収集・連絡【総務部、関係各部】	365
第3節	災害広報計画	371
第1	災害時における広報体制【総務部、市民部】	371
第2	広報資料の収集【総務部】	371
第3	市民への広報【総務部、関係各部】	372
第4	報道機関等に対する発表【総務部】	374
第5	帰宅困難者・要配慮者への広報【総務部、市民部、福祉部、埼玉県】	374
第6	広聴活動【総務部、市民部】	375
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	378
第1	派遣要請【市民部】	378
第2	災害派遣部隊の受入れ体制【総務部、市民部】	380
第3	自衛隊の自主派遣	381
第4	派遣部隊の撤収要請【市民部】	382
第5	経費負担【財政部】	382
第5節	相互応援協力計画・要員確保計画	383
第1	地方公共団体、指定行政機関への応援要請【総務部、市民部、関係各部】	383
第2	要員確保【関係各部】	388
第6節	広域応援受入計画	390
第1	地方公共団体等による派遣隊等の受入れ【総務部】	390
第2	ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各部、久喜市社会福祉協議会】	391
第3	市民、自主防災組織等の協力【市民部】	393
第7節	災害救助法の適用	396
第1	災害救助法の概要【市民部、福祉部】	396
第2	災害救助法の適用及び実施【市民部、福祉部】	397
第3	災害救助法が適用されない場合の措置【関係各部】	399
第8節	消防活動	400
第1	消防活動の基本方針【消防組合】	400
第2	初動体制の確立【消防組合、消防団】	400

第9節	救急救助・医療救護	405
第1	救急救助体制【消防組合】	405
第2	傷病者搬送【消防組合、埼玉県】	406
第3	医療救護【健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	407
第4	後方医療【健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	410
第5	保健衛生【健康・子ども未来部、埼玉県】	411
第10節	避難	412
第1	避難活動【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、消防組合】	412
第2	避難所の設置・運営【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部】	417
第11節	交通対策計画	423
第1	交通支障箇所等の情報収集【建設部】	423
第2	関係機関への通報【総務部、建設部】	423
第3	交通対策に関する措置【建設部】	424
第4	道路の応急復旧等【市民部、建設部】	425
第5	障害物の除去【建設部】	426
第12節	輸送計画	429
第1	緊急輸送路の確保【総務部、建設部】	429
第2	輸送力の確保【総務部、財政部】	429
第3	緊急輸送車両の標章及び証明書【関係各部】	430
第4	空中輸送手段の確保【総務部、市民部、消防組合】	431
第5	災害救助法が適用された場合の費用等【財政部】	431
第13節	生活支援計画	432
第1	飲料水の確保・供給【総務部、市民部、上下水道部】	432
第2	食料の供給【総務部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	435
第3	生活必需品の確保及び供給【環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	439
第14節	帰宅困難者対策	442
第1	現況	442
第2	帰宅困難者への情報提供【総務部、鉄道事業者、埼玉県】	442
第3	一時滞在施設の開設・運営【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、鉄道事業者、埼玉県】	443
第4	帰宅支援【事業者、埼玉県、健康・子ども未来部】	445
第15節	遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画	446
第1	遺体の捜索【市民部、福祉部、消防組合、警察署】	446
第2	遺体の収容・安置【市民部、福祉部】	447
第3	遺体の埋・火葬【財政部、福祉部】	448
第4	災害救助法の実施基準【福祉部】	448
第16節	環境衛生整備計画	451
第1	廃棄物処理【関係各部】	451
第2	防疫活動【環境経済部、健康・子ども未来部】	456
第3	食品衛生監視【健康・子ども未来部】	458

第4	動物愛護【環境経済部】	458
第17節	公共施設等の応急対策	460
第1	公共建築物【建設部】	460
第2	ライフライン施設【市民部、総務部、上下水道部、各事業者】	461
第3	交通施設の応急対策【各事業者】	467
第4	その他公共施設等【環境経済部、施設管理者】	470
第5	一般建築物等【財政部、建設部】	471
第18節	応急住宅対策	473
第1	公営住宅及び応急仮設住宅の供与【福祉部、健康・子ども未来部、建設部】	473
第2	被災住宅の応急修理【財政部、建設部】	474
第3	民間住宅のあつ旋【建設部】	475
第4	災害救助法の実施基準【建設部】	475
第19節	文教対策計画	477
第1	発災時の学校長・園長の措置【教育部】	477
第2	被害状況の報告【教育部】	477
第3	教育施設の応急復旧対策【教育部】	578
第4	応急教育の実施【教育部】	478
第5	給食の措置【教育部】	479
第6	学用品の給与【教育部】	479
第7	授業料等の減免【教育部】	480
第8	教育実施者の確保措置【教育部】	480
第9	その他の措置【市民部、教育部】	480
第10	文化財の保護【教育部】	480
第20節	要配慮者等の安全確保対策	481
第1	要配慮者対策の基本方針【福祉部、健康・子ども未来部】	481
第2	要配慮者に対する対策【総務部、市民部、環境経済部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、消防組合】	481
第3	応急保育【健康・子ども未来部】	483
第4	外国人の安全確保【総務部、市民部】	483
第21節	オープンスペースの管理体制の確立	485
第1	空地の現況把握【建設部】	485
第2	空地利用ニーズの申請【建設部】	485
第3	空地利用の調整・管理【建設部】	486
第3章	震災復旧復興対策計画	487
第1節	迅速な災害復旧	487
第1	復旧計画の基本方針	487
第2	災害復旧事業期間の短縮	487
第3	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	487
第4	災害復旧事業の実施	490
第2節	計画的な災害復興	491
第1	震災復興対策本部の設置	491

第2	震災復興計画の策定	491
第3	震災復興事業の実施【建設部】	491
第3節	生活再建等の支援	492
第1	体制の整備【関係各部】	492
第2	義援金品の受入れ、配分【財政部、福祉部】	492
第3	被災者の生活確保【関係各部】	493
第4	被災中小企業の融資【環境経済部】	495
第5	尋ね人の相談【市民部】	495
第6	被災者台帳の作成【市民部、財政部、福祉部】	496
第7	罹災証明書の発行【市民部、財政部】	496
第8	被災証明書（農業）の発行【環境経済部】	497
第9	被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】	498
第4節	激甚災害の指定	499
第1	激甚災害指定の手続き	499
第2	激甚災害に関する被害状況の報告	499
第3	特別財政援助額の交付手続き	500
第4章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	501
第1節	計画の位置付け	501
第1	策定の趣旨	501
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	502
第1	南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達【市民部】	502
第2	市民、企業への呼びかけ	503
第5章	火山噴火降灰対策	504
第1節	火山噴火降灰対策の概況	504
第1	被害想定	504
第2節	予防・事前対策	506
第1	火山噴火に関する知識の普及【市民部、埼玉県】	506
第2	降灰による災害の予防・事前対策の検討【関係各部、警察、道路管理者】	509
第3	食料、水、生活必需品の備蓄【市民部】	509
第3節	応急対策	510
第1	応急活動体制の確立【市民部、関係各部】	510
第2	情報の収集・伝達【総務部】	510
第3	医療救護【健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	511
第4	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	511
第5	農業者への支援【環境経済部、埼玉県】	511
第6	降灰の処理【環境経済部、建設部、埼玉県】	511

第5編 広域応援編

第1節	事前対策	513
-----	------	-----

第1	広域応援体制の整備【市民部、埼玉県】	513
第2	広域支援拠点の確保【市民部、建設部、埼玉県】	513
第3	広域応援要員派遣体制の整備【総務部、関係各部、埼玉県】	513
第4	広域避難受入体制の整備【市民部、関係各部】	514
第5	市内被害の極小化による活動余力づくり【市民部、関係各部、埼玉県】	514
第2節	応急対策	515
第1	応援に必要な広域災害情報の収集【総務部、埼玉県】	515
第2	広域応援要員の派遣【総務部、埼玉県】	515
第3	広域避難の支援【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、埼玉県】	515
第4	がれき処理支援【環境経済部】	516
第5	環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援【環境経済部】	516
第3節	復旧・復興対策	517
第1	広域復旧復興支援【関係各部】	517
第2	遺体の埋・火葬支援【福祉部】	517
第3	生活支援【関係各部】	517

第6編 複合災害対策編

第1節	対策の方向性	518
第2節	予防・事前対策	519
第1	複合災害に関する防災知識の普及【市民部】	519
第2	複合発生時の被害想定の実施【埼玉県】	520
第3	防災施設の整備等【市民部、財政部】	520
第4	非常時情報通信の整備【埼玉県】	520
第5	避難対策【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、消防組合】	520
第6	災害医療体制の整備【健康・子ども未来部、消防組合、埼玉県】	520
第7	災害時の要配慮者対策【市民部、福祉部、健康・子ども未来部、建設部、教育部、久喜市社会福祉協議会】	520
第8	緊急輸送体制の整備【市民部、建設部】	520
第3節	応急対策	521
第1	情報の収集・伝達【総務部、市民部、関係各部】	521
第2	交通規制【建設部、道路管理者、警察】	521
第3	道路の修復【建設部、道路管理者】	521
第4	避難所の再配置【市民部、福祉部】	521

